

田子の浦港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和5年3月

田子の浦港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年7月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成13年7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成16年5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成18年3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年3月 第31回静岡県地方港湾審議会
- ・平成22年3月 第32回静岡県地方港湾審議会

の議を経た田子の浦港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 小型船だまり計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	3

変更理由

1. 依田橋地区におけるプレジャー・ボートの適切な収容及び航行に対応するため、小型船だまり計画を変更する。また、小型船だまり計画の変更に伴い、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 小型船だまり計画

1-1 依田橋地区

プレジャー・ボートの適切な収容を図るとともに、安全な航行を確保するため、小型船だまり計画を変更する。

依田橋小型船だまり

航路 水深 2 m 幅員 10 m [新規計画]

泊地 水深 2 m 面積 1 ha [新規計画]

船揚場 延長 6 m [新規計画]

埠頭用地 1 ha (うち 1 ha 既設) [既設の変更計画]

既設
埠頭用地 1 ha

なお、これに伴い以下の施設を撤去する。

既設
和田川導流堤 120 m

以下の既定計画を削除する。

既定計画
物揚場 水深 2 m 延長 51 m

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

		(単位 : ha)				
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
依田橋地区	(1) 1					(1) 1

注 1: ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注 2: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注 3: 今回変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

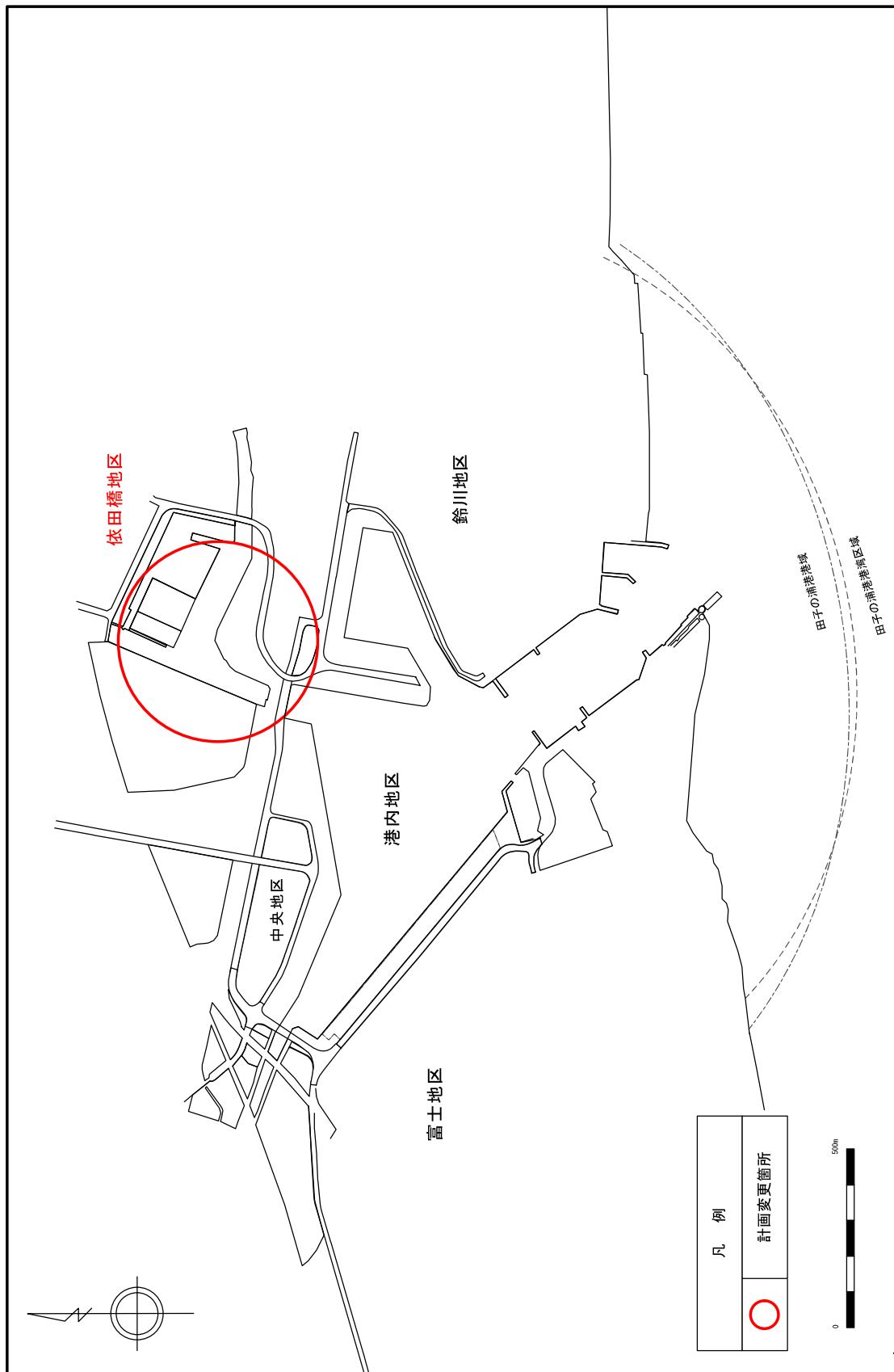
		(単位 : ha)				
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
依田橋地区	(9) 9	(1) 1	(11) 11	(3) 3	(1) 1	(25) 25

注 1: ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注 2: 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注 3: 今回変更に係る地区のみ記述した。

計画変更箇所位置図



田子の浦港湾計画図(依田橋地区)

